2026 年 4 月 14 日

訂正とお詫び

下記の図書について、内容の一部に訂正がございます。深くお詫び申し上げるとともに、以下のように訂正いたします。

1 級建築施工管理技士　第一次検定　テキスト(改訂第三版)

<table>
<tr><th>頁</th><th>該当箇所</th><th>誤</th><th>正</th></tr>
<tr><td>213</td><td>●図表2:平葺</td><td>野次板</td><td>野地板</td></tr>
<tr><td>327</td><td>●図表1:建築確認を必要とする建築物・建築設備</td><td>
●図表 1：建築確認を必要とする建築物・建築設備
<table>
<tr><th></th><th>用途・構造</th><th>規模</th><th>工事種別</th></tr>
<tr><td>1</td><td>劇場・病院・学校・百貨店・倉庫・共同住宅・自動車車庫等の特殊建築物</td><td>用途に使用される床面積の合計が200㎡超え</td><td>新築、増築、改築、移転、大規模修繕、大規模模様替、用途変更</td></tr>
<tr><td>~~2~~</td><td>~~大規模木造建築物~~</td><td>~~階数３以上又は 延べ面積500㎡超え 高さ13m超え 軒の高さ9m超え~~</td><td>~~新築、増築、改築、移転、大規模修繕、大規模模様替~~</td></tr>
<tr><td>~~3~~</td><td>~~木造~~以外の建築物</td><td>階数２以上又は 延べ面積200㎡超え</td><td>新築、増築、改築、移転、大規模修繕、大規模模様替</td></tr>
<tr><td>~~4~~</td><td>上記~~1～3~~以外で下記の区域内の建築物
都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区、都道府県知事指定区域~~(4号建築物)~~</td><td>規模の指定なし</td><td>新築、増築、改築、移転</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記1~~～3~~の建築物に設置する建築設備</td><td>定期報告義務のある建築設備、エレベーター、エスカレーター等</td><td>設備設置</td></tr>
</table>
表の2行目の記述、3～5行目の用途・構造の記述
</td><td>
●図表 1：建築確認を必要とする建築物・建築設備
<table>
<tr><th></th><th>用途・構造</th><th>規模</th><th>工事種別</th></tr>
<tr><td>1</td><td>劇場・病院・学校・百貨店・倉庫・共同住宅・自動車車庫等の特殊建築物</td><td>用途に使用される床面積の合計が200㎡超え</td><td>新築、増築、改築、移転、大規模修繕、大規模模様替、用途変更</td></tr>
<tr><td>2</td><td>上記１以外の建築物</td><td>階数２以上又は 延べ面積200㎡超え</td><td>新築、増築、改築、移転、大規模修繕、大規模模様替</td></tr>
<tr><td>3</td><td>上記1、2以外で下記の区域内の建築物
都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区、都道府県知事指定区域</td><td>規模の指定なし</td><td>新築、増築、改築、移転</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記1、2の建築物に設置する建築設備</td><td>定期報告義務のある建築設備、エレベーター、エスカレーター等</td><td>設備設置</td></tr>
</table>
※下の訂正後の表も合わせてご確認ください
</td></tr>
<tr><td>342</td><td>（4） 建設工事の見積り</td><td>建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。また、**建設業者は注文者から請求があった時は、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付しなければならない。**～</td><td>建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの、その他当該建設工事の施工のために必要な経費(材料費等)の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書(材料費等記載見積書)を作成するよう努めなければならない。また、**建設業者は注文者から請求があった時は、請負契約が成立するまでの間に、当該材料費等記載見積書を交付しなければならない。**～</td></tr>
</table>

[327p 図表1 訂正後]

●図表 1：建築確認を必要とする建築物・建築設備

<table>
<tr><th colspan="2">用途・構造</th><th>規模</th><th>工事種別</th></tr>
<tr><td>1</td><td>劇場・病院・学校・百貨店・倉庫・共同住宅・自動車車庫等の特殊建築物</td><td>用途に使用される床面積の合計が 200 ㎡超え</td><td>新築、増築、改築、移転、大規模修繕、大規模模様替、用途変更</td></tr>
<tr><td>2</td><td>上記１以外の建築物</td><td>**階数２以上**又は
延べ面積 200 ㎡超え</td><td>**新築**、増築、改築、移転、大規模修繕、大規模模様替</td></tr>
<tr><td>3</td><td>上記1、2以外で下記の区域内の建築物
都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区、都道府県知事指定区域</td><td>規模の指定なし</td><td>新築、増築、改築、移転</td></tr>
<tr><td colspan="2">上記1、2の建築物に設置する建築設備</td><td>定期報告義務のある建築設備、**エレベーター**、エスカレーター等</td><td>設備設置</td></tr>
</table>

以上